



福岡医発第2183号(地)

平成22年 3月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

出産育児一時金等の直接支払制度に係る
合意文書作成の際の協力依頼について

早春の候、貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、出産育児一時金等の直接支払制度につきましては昨年10月1日から実施されており、本制度に係る合意文書については、関係医療機関等にて作成されているところであります。

今般、福岡県保健医療介護部医療保険課より国保加入者に係る合意文書の作成について別添のとおり本会に対して協力依頼が参りました。

本件は、合意文書作成にあたり、下記の健康保険法第106条の規定により、市町村国保及び国保組合に加入されている方で、1年以上被用者保険の本人として被保険者資格を有し、退職後半年以内に出産された場合は、原則として被用者保険から給付を受けることとなっているので、合意文書作成の際にご確認をお願いしたいというものであります。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会関係会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考までに、本件に関する合意文書例(抜粋)を添付しております。

記

健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)

一年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後六月以内に出産したときは、被保険者として受けることができるはずであった出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることができる。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事	松行眞門
医療保険担当理事	毛利康茂
医療保険副担当理事	島田昇二郎
会長	丸山 泉



「公印省略」

21医保第2311号
平成22年2月25日

福岡県医師会長
福岡県病院協会会長
福岡県私設病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長
福岡県助産師会長

} 殿

福岡県保健医療介護部医療保険課長
(保険審査係)

出産育児一時金等の直接支払制度に係る合意文書作成の際の
協力依頼について

本県の保健医療行政につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、出産育児一時金等の直接支払制度が昨年10月1日から実施されているところですが、現在県内の市町村国保及び国保組合に加入されている方の中で、健康保険法第106条の規定により以前加入されていた健康保険等から出産育児一時金の支給を受けられる方については、国保から出産育児一時金の支給は行わず、以前加入されていた健康保険等から支給を受けることになります。

つきましては、県内の市町村国保及び国保組合に加入されている方の合意文書作成の際には、医療機関等において健康保険法第106条の該当の有無を十分ご確認いただきますよう、貴会員に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、参考までに、現在国保に加入されている方向けの合意文書例（抜粋）を添付しておりますので、ご活用ください。

[問い合わせ]

福岡県保健医療介護部医療保険課
保険審査係

TEL 092-643-3300

FAX 092-643-3303



◆直接支払制度合意文書の例（抜粋）

<妊婦の方へのお願い>

①（略）

※ 1年以上在職し退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険にご加入の方は、原則として在職時の医療保険から給付を受けることになります。該当すると思われる方は、以前のお勤め先にご確認のうえ退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せて提示ください。（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください。）

◆参考法令等

◇健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

（資格喪失後の出産育児一時金の給付）

第百六条 一年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後六月以内に
出産したときは、被保険者として受けることができるはずであった出産育児一時金
の支給を最後の保険者から受けることができる。

◇市(町村)国民健康保険条例

（出産育児一時金）

第〇条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出
産育児一時金として 39 万円を支給する。ただし、市（区、町、村）長が健康保険
法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認める
ときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとす
る。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保
険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務
員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場
合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によっ
て、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。